

島根県立大学・島根県立大学短期大学部における公的研究費等に関する不正防止計画

令和7年5月28日策定
 浜田キャンパス統括管理責任者
 出雲キャンパス統括管理責任者
 松江キャンパス統括管理責任者

島根県立大学浜田キャンパス、出雲キャンパス及び松江キャンパス(以下「各キャンパス」という。)における公的研究費等の適正使用について徹底を図るとともに、不正使用を未然に防止するため、島根県立大学における公正な研究活動の推進及び公的研究費等の取扱いに関する規程(平成19年規程第76号)第9条の規定に基づきキャンパスにおける不正防止計画を策定する。
 なお、本計画はモニタリング及び内部監査の結果を踏まえ、機動的に改正する。

	想定される不正発生要因等	不正防止計画
責任体系	機関内の責任体系について、学内の意識が希薄である。	・本学の責任体系を明確にし、大学内外に周知する。
	機関内の責任体系について、事務担当者の変更の際の引き継ぎ不足等により、担当者の意識が希薄となる。	・マニュアル等を整備する。
意識	公的研究費等の研究資金が公金であるという意識が希薄である。	・本学の定める規程・マニュアル等の周知を通じて、公的研究費等の不正使用抑止の意識を高める。 ・研究費の返還や一定期間の応募資格の停止等の処分があることも同様に周知する。 ・最高管理責任者は、定期的に啓発活動を行い、意識の向上と浸透を図る。 ・統括管理責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定する。
	コンプライアンスの意識が希薄である。	・テキストの通読やeラーニングの受講等を通じて、コンプライアンス教育を実施する。 ・コンプライアンス推進責任者は、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、定期的な啓発活動を行う。
運用体制	公的研究費等の使用に関するルールを理解が不十分である。	・公的研究費の使用に関する各キャンパス内説明会の実施・マニュアルを配布する。 ・公的研究費の使用に関するマニュアルを適宜修正する。
	発注段階での財源が特定されていない。	・教員は会計システムにて、研究費の執行状況を確認するとともに、発注の際には 発注書に財源の記入を必須とし、財務担当者はその確認を徹底する。
	教職員と業者の緊密で長期的な関係が不正な取引に発展する。	・不正取引があった場合、取引停止措置をとる旨を事前に業者へ周知する。 ・一定の取引を行う業者からは、不正に関与しない旨の誓約書の提出を義務付ける。
	固定資産や物品の検収確認が不十分である。	・各キャンパスの所管部署は、納品時の確実な検収を実施する。 ・定期的に固定資産や管理物品並びに換金性の高い物品の現物確認を実施する。 ・研究費に関する内部監査時に、適宜、物品の取引記録を業者に照会する。
	旅行の事実確認が不十分である。	・用務内容、日時、出張先等が明らかとなる書類の提出を義務付ける。
	日々雇用職員の勤務実態の確認が不十分である。	・日別の勤務時間等を記録した出勤表により確認する。 ・日々雇用職員の一部を対象に勤務実態に関するヒアリングを行う。
相談窓口	公的研究費等の使用ルールについての問い合わせ窓口が曖昧である。	・各キャンパス内に相談窓口を定め、大学内外に公表する。 ・キャンパス間で情報共有をすることで、足並みを揃えた解釈、運用となるようにする。
受 申 付 立 窓 口 等	不正使用の事実を知った際に、申立て・相談窓口が不明であり、行動できない。	・申立て等受付窓口を定め、大学内外に公表する。
	申立者の保護体制を知らないため、不正使用の事実を知っていても、自己への不利益を恐れて申立・相談できない。	・申立者の保護体制について定めた規程の内容を、コンプライアンス教育等を通じて学内の周知・徹底を図る。
リ モ ニ タ ー	不正防止計画の実施状況の把握が不十分になる。	・不正防止計画の実施結果を速やかに次年度に反映するため、当年度計画策定前に前年度計画の実施結果を調査する。また、当年度計画の進捗管理のため、当年度計画の実施状況についても調査を実施する。(R7改定) ・最高管理責任者が実施する内部監査を受ける。 ・検証結果を学内のコンプライアンス教育等を通じて学内で共有する。